

結婚支援等情報発信業務委託事業者募集プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

(1) 業務名

結婚支援等情報発信業務

(2) 目的

結婚支援に関する本県の総合的プラットフォームである新潟県結婚・出会いポータルサイト「ハピニィ」(以下、「ハピニィ」という。)のコンテンツ強化を行うとともに、SNS活用やその他広告により「出会い・結婚に係るイメージ向上」や「県や市町村が実施する出会い・結婚支援事業の認知度向上」を図る。

(3) 業務内容

【別紙1】結婚支援等情報発信業務委託仕様書のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

(5) 委託先選定数

1者

2 見積限度額

7,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 スケジュール

令和8年	4月23日(木)	募集公示
	5月1日(金)	質問書提出期限
	5月8日(金)	質問に対する回答
	5月14日(木)	参加申込書提出期限
	5月18日(月)	参加資格確認通知発送
	5月22日(金)	企画提案書提出期限
	6月上旬(予定)	事業者決定・結果の通知・公表

4 資格要件

単独の法人又は本件業務受託のために結成された複数の法人による企業連合(以下、「企業連合」という。)であって、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 単独の法人

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県内に事業所又は営業所等がある者であること。

ウ 新潟県の県税の未納がない者であること。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て

がなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。) であること。

オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

キ 本プロポーザルに関して、企業連合の構成員となっていない者であること。

(2) 企業連合

ア (1) アからカに掲げる要件をすべて満たす法人により自主的に結成されたものであること。

イ 企業連合を構成するいずれの者も、他の企業連合の構成員となっていないこと。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出様式

【別紙 2】「結婚支援等情報発信業務委託事業者募集プロポーザル質問票」による

(2) 提出期限

令和 8 年 5 月 1 日（金） 午後 5 時【必着】

(3) 提出方法

電子メールによる

※ 件名は「結婚支援等情報発信業務委託事業者募集プロポーザル質問」とし、提出した旨を電話で連絡すること。

(4) 提出先

「12 問い合わせ先」に同じ

(5) 回答

令和 8 年 5 月 8 日（金）に新潟県ホームページへ掲載する。

なお、回答は募集要領及び仕様書の追加または修正として扱う。

6 参加申込書の提出

(1) 提出様式

【別紙 3】「結婚支援等情報発信業務委託事業者募集プロポーザル参加申込書」による

(2) 提出期限

令和 8 年 5 月 14 日（木） 午後 5 時【必着】

(3) 提出方法

持参または郵送

※ 持参の場合は、新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第 5 号）第 1 条第 1 項各号に規定する日を除く、各日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。

※ 郵送による場合は、封筒の表に「結婚支援等情報発信業務委託事業者

募集プロポーザル参加申込書在中」と朱書きし、提出期限までに到着するように郵送すること。

なお、提出した旨を電話で連絡すること。

(4) 提出先

「12 問い合わせ先」に同じ

(5) 提出書類

ア 【別紙3】結婚支援等情報発信業務委託事業者募集プロポーザル参加申込書

※ 上記4(2)に定める企業連合として本プロポーザルに参加しようとする者は、企業連合を構成するすべての者を連名で記載すること。

イパンフレット等、会社(法人)の概要が分かるもの

ウ 納税証明書

※ 申込日前3か月以内に発行された納税証明書であって、未納がないことを証明したものに限る。

エ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの(直近3年間)

(6) 提案資格の確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、令和8年5月18日(月)に提案資格の確認結果の通知を書面(メール送付)で行う。

7 提案企画書等の提出

(1) 提出期限

令和8年5月22日(金) 午後5時【必着】

(2) 提出先

「12 問い合わせ先」に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送(期限必着)

(4) 提出物

ア 企画書

【別紙1】の記載内容を踏まえ、任意様式により以下の項目について記載すること。

(ア) 企画概要

事業全体の概要が分かるよう、企画の狙いやコンセプト、ターゲットへのアプローチ手法等について、できるだけ具体的に記載すること。

(イ) 年間スケジュール

(ウ) 目標設定

【別紙1】5(5)アで示す項目の目標値(評価指標)を記載すること。

(エ) 発信記事サンプル(WEBサイト及びSNS)

(オ) 予定している投稿記事本数(投稿頻度)及び記事の内容(テーマ)

(カ) 体制

担当部署及び責任者、人員体制を記載。なお、業務の一部を第三者に再委託する場合は、当該第三者の名称、担当部署及び責任者を記載すること。

イ 見積書

全ての経費についてできるだけ詳細かつ具体的に積算すること。

ウ その他

参加者は一つの提案しか行うことができない。

(5) 留意事項

ア 企画書の用紙は、日本工業規格A列4番の横向き（上下開き）とし、左横書きで記載すること。

イ 企画書の表紙に「結婚支援等情報発信業務委託企画提案書」と表示し、余白に事業者名を記載すること。

ウ 企画書の提出部数は6部（正本1部、副本5部）とすること。

エ 提出後の追加や修正は認めない。また、提出資料は一切返還しない。

オ 必要に応じて補足資料等を求める場合がある。

8 審査及び結果の通知

新潟県は、提出された企画書等の内容を書類審査し、結婚支援等情報発信業務の委託先候補者を選定する。

選定に当たっては、次の観点で審査し、委託先候補者となる事業者を決定する。

なお、企画書等の内容に疑義がある場合は、提案者に対して個別に聞き取りを実施することがある。

(1) 審査基準

下記の審査基準に基づき審査を行い、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

審査項目	評価の視点	配点
目標設定	本事業の目的や業務内容を理解した上での目標設定となっており、目標達成が見通せる提案内容となっているか	10点
戦略性	年間を通じて事業効果を最大限発揮するような戦略が練られているか	10点
企画性	「出会い・結婚に係るイメージ向上」につながる企画及び記事内容となっているか	20点
	「出会い・結婚支援事業の認知度向上」につながる企画及び記事内容となっているか	20点
	メインターゲットを考慮した記事の構成となっており、かつ、若年層の視点に立って読みやすい記事の内容となっているか	15点
	SNSの広報手法が効果的な内容となっているか	10点
	企画全体を通じて本事業目的の達成に資する内容となっているか	10点
業務実績	類似事業の実績はあるか	5点
合 計		100点

(2) 審査結果の通知

選考結果については、採用・不採用にかかわらず企画提案書の提出があった者全員に書面（メール送付）で通知する。

9 契約の締結

県は、審査会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

10 契約に係る条件等

- (1) 本業務における個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」、別記2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守すること。
- (2) 契約の締結に際しては、【別紙4】「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。

11 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書の作成等に要する一切の費用（旅費、通信費含む）は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しない。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において、参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、【別紙5】「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
ウ 期限後に提案書を提出した者

12 問い合わせ先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県福祉保健部こども家庭課こども政策室
TEL：025-280-5214
FAX：025-281-3641
E-mail ngt040270@pref.niigata.lg.jp